⑷　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

⑸　本人の求めを受け付ける方法

3　個人情報取扱事業者は、前項第２号、第３号又は第５号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

【事例１】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合

委託契約により外国にある事業者からの個人データの第三者提供を禁止する。

【事例２】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報を提供する場合

内規等により外国にある事業者からの個人データの第三者提供を禁止する。

「外国にある第三者」から、別の「第三者」に提供する際には、法第23条第１項、第５項、第６項の趣旨に沿った措置を講じなければならない。なお、提供先の第三者が「外国にある第三者」（提供元である外国にある第三者と同一の国内にある第三者を含む。）の場合は、「３－２－10　外国にある第三者への提供の制限」を参照のこと。

外国にある第三者等は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない（３－１－１（利用目的の特定）参照）。

なお、オプトアウトによる個人データの第三者提供（法第23条第２項から第３項まで）は、個人情報保護委員会への届出等を定める規定であるため、その性質上、外国にある第三者等が講ずべき措置からは除外される。

３－２－10　外国にある第三者への提供の制限（法第24条の趣旨に沿った措置）

法第24条

個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第１項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

【事例１】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合

委託契約により外国にある事業者からの個人データの第三者提供を禁止する。

外国にある事業者から更に外国にある第三者に個人データの取扱いを再委託する場合には、法第22条の委託先の監督義務（３－２－８）のほか、法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置の実施を確保する。

【事例２】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報を提供する場合

内規等により外国にある親会社からの個人データの第三者提供を禁止する。

外国にある親会社から更に他の国にある子会社等に個人データを移転する場合にも、内規等により法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置の実施を確保する。

「外国にある第三者」から、別の「外国にある第三者」（提供元である外国にある第三者と同一の国内にある第三者を含む。）に提供する際には、「２．総論」の整理に沿って、対応をしなければならない。

３－２－11　保有個人データに関する事項の公表等（法第27条の趣旨に沿った措置）

法第27条

1　個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

⑴　当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

⑵　全ての保有個人データの利用目的（第18条第４項第１号から第３号までに該当する場合を除く。）

⑶　次項の規定による求め又は次条第１項、第29条第１項若しくは第30条第１項若しくは第３項の規定による請求に応じる手続（第33条第２項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

⑷　前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2　個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

⑴　前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

⑵　第18条第４項第１号から第３号までに該当する場合

3　個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

【事例１】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合

提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」（※）に該当する場合には、委託契約により、委託元が保有個人データに関する事項の公表等に係る義務を履行することについて明確にする。

なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。

【事例２】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報を提供する場合

内規等により、日本にある個人情報取扱事業者が保有個人データに関する事項の公表等に係る義務を履行することについて明確にする。

（※）「保有個人データ」とは、外国にある第三者等が、本人又はその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全て（以下「開示等」という。）に応じることができる権限を有する「個人データ」をいう。

ただし、個人データのうち、次に掲げるもの又は６か月以内に消去する（更新することは除く。）こととなるものは、「保有個人データ」ではない。

⑴　当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。

事例）家庭内暴力、児童虐待の被害者の支援団体が保有している、加害者（配偶者又は親権者）及び被害者（配偶者又は子）を本人とする個人データ